

新型コロナウイルス感染症の感染者等に関する情報の取り扱い

1 感染者情報の取り扱いの原則

- 感染症法に基づき、感染者に直接対応する権限は北海道（保健所）にあります。そのため、感染に関する公式な情報は、北海道がルールに則り管理、公表しています。
- 帯広市は、北海道からの連絡後に、道が公表可能と判断した範囲内で公表しています。

2 公表内容の考え方

令和3年6月20日より、道の公表方法が変更されました。

(1) 北海道が公表する情報

① 【毎日公表する情報】

項目	公表内容
居住地	振興局ごとの人数、患者との接触等
年代 (道内感染者全体)	年齢区分ごとの人数
性別 (道内感染者全体)	性別ごとの人数
現在の状態 (道内感染者全体)	症状の区分ごとの人数
現在の状況 (道内感染者全体)	入院中・入院調整中ごとの人数
発症日 (道内感染者全体)	発症日ごとの人数

② 【一週間ごとに公表する情報】

項目	公表内容
市町村別の患者状況	一週間ごとの市町村ごとの感染者数

(2) 公表に関する感染者本人への確認

- これまで、北海道は、感染者に対して個別に公表の同意確認を行っていましたが、個人を特定しない公表方法に変更されたため、公表の同意に対する確認は行われません。

(3) 居住地（市町村）の考え方について

- 住民票上の住所地ではなく、居住・生活実態に合わせて公表されます。
- 例えば、他市町村に住民票があっても、通学や仕事のために帯広市内に長期滞在している場合などは、居住地が「帯広市」として公表されます。

(4) 市職員や市所管施設で感染者が発生した場合

- 管理者として本人の了承を得た上で、北海道との確認を行い、道の公表後に、詳しい情報を公表する場合があります。

3 集団感染事例の公表について

- 集団感染事例が発生した場合、感染者数や年代、従業員や利用者別等の内訳などが公表されます。
- 施設名は、利用者など濃厚接触者が特定されている場合や感染拡大の可能性が低い場合は、公表されません。
- 後日、当該事例に関する新たな感染者が発生した場合は、追加の情報が公表されます。
- 集団感染事例が終息したと判断された場合は、公表されます。

4 事業所における独自の発表について

- 各事業所や施設管理者は、自所の従業員や管理施設内での感染発生に関して独自に発表している場合があります。
- これは感染者本人に直接事業所等が聴取した情報として、知りうる範囲で発表しているものであり、公式な情報ではありません。
- そのため、北海道の公表の前に発表されることがあります。